

最高裁秘書第1004号

平成31年3月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月23日付け（同月25日受付、最高裁秘書第461号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

判事補採用内定者出身法科大学院等別人員（59期から70期までの分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）